

## 浜松市墓園・墓地における墓所利用者公募取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市墓園・墓地条例（昭和57年浜松市条例第20号。以下「条例」という。）第3条の2の規定による公募（以下「公募」という。）について、必要な事項を定める。

### (公募への応募方法)

第2条 浜松市墓園・墓地条例施行規則（昭和57年浜松市規則第21号。以下「規則」という。）第1条の3の規定による申出は、市長が定める期間内に、墓所利用申込書（第1号様式）を市長が指定する受付窓口に提出して行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、別に定める様式により郵送で行うこともできるものとする。

2 応募することができる墓所の数は、1世帯につき1箇所に限る。

### (抽選の方法等)

第3条 条例第3条の3の規定による抽選（以下「抽選」という。）は、市長が定める場所及び日時において、公開により行う。

2 抽選方法及び抽選結果の連絡方法については、公募の都度、市長が別に定める。

### (補欠者の選考)

第4条 公募の結果、抽選により墓所の利用の許可の申請をすることができる者を決定する場合は、必要に応じて補欠者を抽選により定めることができる。

2 条例第3条の3の規定による決定を受けた者（抽選による者に限る。）が、次の各号にいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、前項の補欠者を墓所の利用の許可の申請をすることができる者として決定する。

- (1) 条例第3条に規定する利用者の範囲に該当しないことが判明したとき。
- (2) 当該決定に係る墓所の利用の許可の申請を行わない旨の意思表示を行ったとき。
- (3) 市長が定める期間内に、当該決定に係る墓所の利用の許可の申請を行わないとき（ただし、市長は、天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる）。

### (非公募)

第5条 条例第3条の2ただし書の「市長が特に必要と認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 公募後、貸付可能な墓所があるとき。
- (2) 都市計画事業その他の公共事業の施行に伴い墳墓の移転を要する者を利用者とする必要があると認めるとき。
- (3) 墓園・墓地の管理上その他特別の理由により、公募によらないで利用者を定める必要があると認めるとき。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項は、公募の都度、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 2月 1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所  
申込者 氏名 印  
電話番号

墓所利用申込書

次のとおり公募に係る墓所の利用を申し込みます。

記

申込墓所			
死亡者氏名		申込者からみた続柄	
備考			